

取組・事業の推進に当たって必要な国の支援措置等

提案主体名		さいたま市		
提案プロジェクト名		【エネルギーグリッド】の構築に基づく災害に強い環境未来都市の実現		
① 財政上、金融上の支援措置、規制の特例措置(緩和・強化)、その他の支援措置、税制のグリーン化				
(a) 財政上の支援措置				
番号	求める措置の具体的内容※1 (250字以内)	事業の実施内容・提案理由※2 (700字以内)	この措置が必要となる取組・事業※3	その他(特記事項)※4
1	常用家庭用蓄電池の設置補助	地域におけるエネルギーセキュリティを視野にエネルギーのベストミックス化と、エネルギーの効率的な利用に向けて、エネルギー利用の1/3を占める家庭における蓄電池の必要性がかねてから言われてきた。この度の東北・関東大震災と福島第一原発の予断を許さない現況、それに伴う計画停電の関東圏における影響を考えると、少なくとも停電時間を賄える蓄電池の設置が必要不可欠である。本市では、既にメーカーや家電量販店に製造や販売・設置工事の可能性について検討を依頼しているところであるが、当面の電力供給状態が需要分を賄えることを期待できない現況や、今後の原発行政の不透明性を踏まえ早期に家庭用蓄電池の設置に対する補助制度を創設する必要がある。現在、kWあたり50万円以上の価格であるため、価格の1/2とする補助制度を設け量産化により補助額も運動して下がる仕組とされたい。また、太陽光発電設備設置補助制度についても、設置に際して蓄電池の設置に掛かる経費の上乗せ補助制度の創設を求めるものである。	④一(1) 常用家庭用蓄電池普及事業	
2	停電対応型常用家庭用発電機の設置補助	地域におけるエネルギーセキュリティを視野にエネルギーのベストミックス化と、エネルギーの効率的な利用に向けて、エネルギー利用の1/3を占める家庭における分散型電源を用いた需給対策の必要性がかねてから言われてきた。この度の東北・関東大震災と福島第一原発の予断を許さない現況、それに伴う計画停電の関東圏における影響を考えると、停電時に自立運転が可能な都市ガスやLPG等を用いた家庭用自家発電設備の設置が必要と考える。現在、商品名エコウィルなどの家庭用ガスエンジン式家庭用発電機は、制度的にも性能的にも停電時に使用が不可能な製品であるが、当面の電力供給状態が需要分を賄えることを期待できない現況や、今後の原発行政の不透明性を踏まえ、早期に停電時に使用可能な家庭用ガス等エンジン式発電機製品の開発と制度改正、及び設置に対する補助制度を創設する必要がある。平成23年度は補助制度が廃止されたが、現状を踏まえ早急に平成22年度の制度にある設置あたり概ね11万円/80万円を基礎に、停電時に使用可能とするための価格増額分相当額を補助額に上乗せした補助制度の再構築を希望する。	④一(2) 停電対応型常用家庭用ガスエンジン式(コジェネ)発電機等普及事業	
3	停電対応型常用家庭用燃料電池の設置補助	地域におけるエネルギーセキュリティを視野にエネルギーのベストミックス化と、エネルギーの効率的な利用に向けて、エネルギー利用の1/3を占める家庭における分散型電源を用いた需給対策の必要性がかねてから言われてきた。この度の東北・関東大震災と福島第一原発の予断を許さない現況、それに伴う計画停電の関東圏における影響を考えると、停電時に自立運転が可能な都市ガスやLPG等を用いた家庭用燃料電池設備の設置が必要と考える。現在、商品名エネファームなどの家庭用燃料電池は、制度的にも性能的にも停電時に使用が不可能な製品であるが、当面の電力供給状態が需要分を賄えることを期待できない現況や、今後の原発行政の不透明性を踏まえ、早期に停電時に使用可能な家庭用燃料電池製品の開発と制度改正、及び設置に対する補助制度を創設する必要がある。現在の制度では、設置あたり概ね100万円/300万円のため、停電時に使用可能とするための価格増額分相当額を補助額に上乗せすることを希望する。	④一(3) 停電対応型常用家庭用(コジェネ)燃料電池普及事業	
4	家庭・業務用スマートメーターの設置補助	地域におけるエネルギーセキュリティを視野にエネルギーのベストミックス化と、エネルギーの効率的な利用に向けて、エネルギー利用の1/3を占める家庭における需給対策の必要性がかねてから言われてきた。この度の東北・関東大震災と福島第一原発の予断を許さない現況、それに伴う計画停電の関東圏における影響を考えると、今後は需給関係に応じた価格設定によるインセンティブによる需給調整が必要と考えられる。今後も当面の電力供給状態が需要分を賄えることを期待できない現況や、今後の原発行政の不透明性、さらに温室効果ガス削減のためのエネルギー総量の節減の必要性を踏まえると、早期に家庭用スマートメーターの普及を進めると同時に、需給関係(供給が厳しい時期・時間に多く消費する需要家には高価な電力となる)に応じた制度の構築が必要となる。このため、スマートメーターの設置に対する補助制度の創設を求めるものである。また、当該スマートメーターには、系統側から送電網を通じた信号により電力供給カットが可能な機能を設けることを提案する。このことにより、計画停電を行なう場合のデメリットの解消に寄与することが期待できる。なお、当該制度の創設によりおのずと太陽光発電による電力の総量買取を行う必要はなくなるものと考えている。	④一(9)家庭・業務用スマートメーター普及事業	

5	家庭用太陽光発電設備設置補助の次元的補助額増額	<p>地域におけるエネルギーセキュリティを視野にエネルギーのベストミックス化と、エネルギーの効率的な利用に向けて、エネルギー利用の1/3を占める家庭における分散型電源を用いた需給対策の必要性がかねてから言われてきた。この度の東北・関東大震災と福島第一原発の予断を許さない現況、それに伴う計画停電の関東圏における影響を考えると、停電時に自立運転が可能な家庭用太陽光発電設備のより一層早急な普及が必要と考える。</p> <p>現在、普及している太陽光発電設備は、停電時にパワーコンディショナーにあるコンセントに必要な機器を接続して用いるものとなっているが、当面の電力供給状態が需要分を賅えることを期待できない現況や、今後の原発行政の不透明性を踏まえ、早期に停電時に系統からの遮断のみで分電盤による選択が可能な製品の開発と一時的な補助制度を増額を行なう必要がある。以下に太陽光発電を住宅に普及する場合の乱暴なシミュレーションを行なったが、約1/3もの家庭が設置するためには少なくとも約10年以内で投資を回収できる50万円以下/kW(パワコン・工事費等含む)とする必要があり、現在の約5万円/kWから概ね20万円/kWへ補助額の増額を希望するものである。</p> <p>【参考:さいたま市の例】 年間電力消費量は概ね2,000,000kWh、5%をLED照明化等の省エネルギー化で削減し、再生可能エネルギーにより系統電力による供給量を20%削減すると400,000kWhの発電が必要となる。市内の持ち家が約275,000世帯、軒あたり約3.5kWの太陽電池を載せる(年間:4,000kWh発電)とすると、100,000世帯となり、3軒に1軒以上の設置が必要となる。市内の30人超の事業所≒約3,000事業所に7kW(年間:8,000kWh発電)を載せ24,000kWとしたとして、約1/3弱の94,000世帯への設置が必要な計算となる。</p>	④-(4) 家庭(住宅用)太陽光発電設備普及事業	
---	-------------------------	--	-----------------------------	--

(b) 金融上の支援措置

番号	求める措置の具体的内容※1 (250字以内)	事業の実施内容・提案理由※2 (700字以内)	この措置が必要となる取組・事業※3	その他(特記事項)※4
1	常用業務用蓄電池の設置に対する無償または低利融資	<p>地域におけるエネルギーセキュリティを視野にエネルギーのベストミックス化と、エネルギーの効率的な利用に向けて、エネルギー利用の1/3を占める民生業務系における蓄電池の必要性がかねてから言われてきた。この度の東北・関東大震災と福島第一原発の予断を許さない現況、それに伴う計画停電の関東圏における影響を考えると、少なくとも停電時間等の弾力的運用を賅える蓄電池の設置が必要不可欠である。</p> <p>当面の電力供給状態が需要分を賅えることを期待できない現況や、今後の原発行政の不透明性を踏まえ早期に民生業務系に向けた蓄電池の設置に対する無償または低利融資制度を創設する必要がある。</p> <p>また、太陽光発電設備設置に際して蓄電池の設置を促すためにも無償または低利融資制度の創設を求めるものである。</p> <p>なお、中小企業にあっては、政府系金融機関(日本政策金融公庫)による直接貸付、または「環境・エネルギー対策資金」の対象要件の緩和、もしくは政府系金融機関(日本政策金融公庫・商工組合中央金庫)に新たな貸付制度の創設を求めるものである。</p>	④-(5) 常用業務用蓄電池普及事業	
2	常用停電対応型業務用発電機の設置に対する無償または低利融資	<p>地域におけるエネルギーセキュリティを視野にエネルギーのベストミックス化と、エネルギーの効率的な利用に向けて、エネルギー利用の1/3を占める民生業務系における分散型電源を用いた需給対策の必要性がかねてから言われてきた。この度の東北・関東大震災と福島第一原発の予断を許さない現況、それに伴う計画停電の関東圏における影響を考えると、停電時に自立運転が可能な都市ガスやLPG等を用いた業務用自家発電設備の設置が必要と考える。</p> <p>ガスエンジンで発電した電力は電力会社と系統連系し、商用電力の停電時には、停電の許されない病院内の医療用電源や保安用負荷を分担させることが望ましい。当面の電力供給状態が需要分を賅えることを期待できない現況や、今後の原発行政の不透明性を踏まえ、早期に停電時に使用可能な業務用ガス等エンジン式発電機の普及と近隣重要施設への電力供給の仕組み創りが必要と考えられ、設置に対する無償または低利融資制度を創設する必要がある。</p> <p>なお、中小企業にあっては、政府系金融機関(日本政策金融公庫)による直接貸付、または「環境・エネルギー対策資金」の対象要件の緩和、もしくは政府系金融機関(日本政策金融公庫・商工組合中央金庫)に新たな貸付制度の創設を求めるものである。</p>	④-(6) 常用停電対応型業務用ガスエンジン式(コージェネ)発電機普及事業	
3	常用停電対応型業務用燃料電池の設置に対する無償または低利融資	<p>地域におけるエネルギーセキュリティを視野にエネルギーのベストミックス化と、エネルギーの効率的な利用に向けて、エネルギー利用の1/3を占める民生業務系における分散型電源を用いた需給対策の必要性がかねてから言われてきた。この度の東北・関東大震災と福島第一原発の予断を許さない現況、それに伴う計画停電の関東圏における影響を考えると、停電時に自立運転が可能な都市ガスやLPG等を用いた業務用燃料電池設備の設置が必要と考える。</p> <p>現在、富士電機が開発したリン酸型大規模燃料電池等停電時に使用可能な製品もあり、発電した電力は電力会社と系統連系し、商用電力の停電時には、停電の許されない病院内の医療用電源や保安用負荷を分担させることが望ましい。</p> <p>当面の電力供給状態が需要分を賅えることを期待できない現況や、今後の原発行政の不透明性を踏まえ、早期にこのような業務用燃料電池の普及と近隣重要施設への電力供給の仕組み創りが必要と考えられ、設置に対する無償または低利融資制度を創設する必要がある。なお、中小企業にあっては、政府系金融機関(日本政策金融公庫)による直接貸付、または「環境・エネルギー対策資金」の対象要件の緩和、もしくは政府系金融機関(日本政策金融公庫・商工組合中央金庫)に新たな貸付制度の創設を求めるものである。</p>	④-(7) 常用停電対応型業務用(コージェネ)燃料電池普及事業	
4	業務用スマートメーターの設置に対する無償または低利融資	<p>地域におけるエネルギーセキュリティを視野にエネルギーのベストミックス化と、エネルギーの効率的な利用に向けて、エネルギー利用の1/3を占める民生業務系における平準化の必要性がかねてから言われてきた。この度の東北・関東大震災と福島第一原発の予断を許さない現況、それに伴う計画停電の関東圏における影響を考えると、今後は需給関係に応じた価格設定によるインセンティブによる需給調整が必要と考えられる。</p> <p>今後も当面の電力供給状態が需要分を賅えることを期待できない現況や、今後の原発行政の不透明性、さらに温室効果ガス削減のためのエネルギー総量の節減の必要性を踏まえると、早期に業務用スマートメーターの普及を進めると同時に、需給関係(供給が厳しい時期・時間に多く消費する需要家には高価な電力となる)に応じた制度の構築が必要となる。このため、スマートメーターの設置に対する補助制度の創設を求めるものである。なお、(a)および(b)の各制度の創設には、おのずと不要になる太陽光発電による電力の総量買取に必要な経費を充てることをイメージしている。</p>	④-(9)家庭・業務用スマートメーター普及事業	

5	業務用施設への太陽光発電設備設置補助の次元的低利・無償融資制度創設	<p>地域におけるエネルギーセキュリティを視野にエネルギーのベストミックス化と、エネルギーの効率的な利用に向けて、エネルギー利用の1/3を占める民生業務系における分散型電源を用いた需給対策の必要性がかねてから言われてきた。この度の東北・関東大震災と福島第一原発の予断を許さない現況、それに伴う計画停電の関東圏における影響を考えると、停電時に自立運転が可能な家庭用太陽光発電設備のより一層早急な普及が必要と考える。</p> <p>当面の電力供給状態が需要分を賅えることを期待できない現況や、今後の原発行政の不透明性を踏まえ、平時には常用電源として系統連系し、停電時に系統からの遮断のみで分電盤による選択が可能な製品の開発と時限的な低利・無償融資制度の創設を行なう必要がある。以下に太陽光発電を市内に普及する場合の乱暴なシミュレーションを行なったが、約1/3の家庭が設置するとしても、従業員30名以上の3,000事業所が7kW以上の太陽光発電を導入する必要がある。ESCO事業などを参考に約10年以内には投資を回収できる程度の時限的な仕組の創設を希望するものである。</p> <p>【参考：さいたま市の例】 年間電力消費量は概ね2,000,000千kWh、5%をLED照明化等の省エネルギー化で削減し、再生可能エネルギーにより系統電力による供給量を20%削減すると400,000千kWhの発電が必要となる。市内の持ち家が約275,000世帯、一軒あたり約3.5kWの太陽電池を載せる(年間:4,000kWh発電)とすると、100,000世帯となり、3軒に1軒以上の設置が必要となる。市内の30人超の事業所=約3,000事業所に7kW(年間:8,000kWh発電)を載せ24,000千kWhしたとして、約1/3弱の94,000世帯への設置が必要な計算となる。</p>	④-(8) 業務用太陽光発電設備普及事業
---	-----------------------------------	--	-------------------------

(c) 規制の特例措置(緩和・強化)

番号	求める措置の具体的内容※1 (250字以内)	事業の実施内容・提案理由※2 (700字以内)	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	この措置が必要となる取組・事業※3	その他(特記事項)※4
1	家庭用発電機の停電時における使用に関する規制緩和	直接的に法令によらず、電気の安定供給の必要に基づく自主的な規制の可能性があるが、いずれにしても現状では停電時に使用できる家庭用常用発電機は存在しない。技術面の改善と共に系統連系している固定型常用発電機が、停電時に系統の配電網を活用して近隣に電源供給が可能な環境を求めるものである。	電気事業法	経済産業省	④-(2) 停電対応型家庭用ガスエンジン式(コージェネ)発電機等普及事業	
2	家庭用燃料電池の停電時における使用に関する規制緩和	直接的に法令によらず、電気の安定供給の必要に基づく自主的な規制の可能性があるが、いずれにしても現状では停電時に使用できる家庭用常用燃料電池は存在しない。技術面の改善と共に系統連系している固定型常用燃料電池が、停電時に系統の配電網を活用して近隣に電源供給が可能な環境を求めるものである。	電気事業法	経済産業省	④-(3) 停電対応型家庭用(コージェネ)燃料電池普及事業	
3	家庭用発電機・燃料電池等について、常時稼働させることを条件に、余剰分を売電できるようにする	地域における安定した電源を増やす。通常は、低炭素化に資する分散型の常用電源として用いることで、系統による少なくとも当面の間必要な火力発電によって発生するCO2の増加を抑えと共に、地域における非常時や計画停電時においても供給可能な電源の確保に努める。	電気事業法	経済産業省	④-(2)停電対応型家庭用ガスエンジン式(コージェネ)発電機等普及事業 ④-(3)停電対応型家庭用(コージェネ)燃料電池普及事業	
4	EV/PHVへの電気の供給に係る課金・決済について、時間・回数・従量制が設置者の意向で選択可能とし、利用者から充電前にいずれの方式か確認できる体制の整備	提案:充電は、一定の速度で行なえず、満充電に近づくと時間は多く掛かる。従量制では、場所の占有時間を加味できないなど、設置する場所や設置者の意向で一律化は困難である。 背景:本市では、CHAdeMO協議会事務局、情報通信事業者、充電器メーカー等と、ユーザーが安全・安心、快適・便利に利用することが出来、設置者が持続可能な充電環境とするため、会員制・電子カード等複数の方法による課金・決済の仕組みを検討し、本市が設置する急速充電器10基をベースに実証実験を実施する。このヒアリングや情報交換の過程で、充電施設の設置理由や設置条件の幅が広く単一の課金方式になじまないという感触を得たもの。	①電気事業法 ②電気事業法施行規則	経済産業省	④-(8) 持続可能なエネルギー供給体制の構築(電気)	
5	危険物取扱い施設における(石油類・電気・ガス・水素など)、多様なエネルギー供給設備の併設を見込んだ、総合的なエネルギー供給の視点からの取扱いエネルギー総量と用途地域から整理した系統的な法令整備 ※ 天然ガス充填施設と水素充填施設との併設を容易にするための設備間距離規制の緩和	今後、SS等においてエネルギーは石油類のみから、複合的に拡大見込みであり、熱量換算等による規模と設置場所の用途に応じた設置基準の整備が今から必要である	①消防法 ②建築基準法 ③電気事業法 ④高圧ガス保安法 ⑤一般高圧ガス保安規則	経済産業省ほか	④-(8)持続可能なエネルギー供給体制の構築(電気) ④-(9)持続可能なエネルギー供給体制の構築(天然ガス・水素)	

6	同 点検等運営について、取扱いエネルギー規模、危険度、用途地域に応じて段階的な点検基準の整備 ※ 天然ガス供給施設の年1回の保守点検項目のうち、一部を緩和し自主点検の実施を行なうことで事業者負担の軽減を図る ※2 天然ガスと水素の供給を併設する場合の、類似項目の統一による保守点検負担の事業者負担軽減	【理由】規模に関わらず一律の点検義務がSS経営を圧迫、規模や用途地域に応じて自主点検などの導入により持続可能な仕組みが必要である 【提案】①天然ガス供給施設の法定点検①保安検査②項目中 安全弁作動検査、圧力計、温度計の精度検査を2年に1度(現在、都県による指導により現実には1年となっている)とし、間の1年を自主点検による報告義務とする ②水素スタンドの特性を考慮した保安検査基準の策定、告示での指定	①消防法 ②建築基準法 ③電気事業法 ④高圧ガス保安法 ⑤一般高圧ガス保安規則 ⑥保安検査の方法を定める告示 ⑦保安検査基準	経済産業省ほか	④-(8)持続可能なエネルギー供給体制の構築(電気) ④-(9)持続可能なエネルギー供給体制の構築(天然ガス・水素)
7	電動車両の管理体系の創設(専用ナンバー等)	【理由】電動車両は、走行時にCOやCO2などの排気ガスを排出しないほか、熱の放出も少ない。また、出力特性とも内燃機関による車両と異なるなど、これまでの概念と全く異なるものである。 なお、今回の震災においても電力の復旧は比較的早く、夜間の電力を活用することで災害時等のガソリン・軽油等の不足時における輸送・移動手段の確保が可能であった。また、閉鎖空間等における輸送・移送等にCO等が出ない電動車両は有利である。このような電動車両の特長を活かすためにも、専用の管理体系を創設するべきである。	道路運送車両法	国土交通省	④-(10)多様な電動車両の活用による移動の自由保障
8	制限速度24km/h未満の電動車両について、自転車走行帯の通行許可等自転車同様の取扱とする	自転車については、電動アシスト自転車(1:2)により普及が進んでいる。現在のアシストは概ね25km/hまでとなっているので、電動2輪についても同様に25km/h制限のものについて、概ね自転車と同様の取り扱いを求めるもの。	①道路交通法 ②道路交通法施行規則	国土交通省	④-(10)多様な電動車両の活用による移動の自由保障
9	EV用充電設備設置における、(系統電力から供給時に)専用の料金体系の創設	EV用の充電設備の設置にあたり、既存の高圧電源から用いる場合のデマンド、低圧の別契約時における基本料金等が、設置者の大きな負担となり設置が進みづらい原因となっている。	①電気事業法 ②電気事業法施行規則	経済産業省	④-(8)持続可能なエネルギー供給体制の構築(電気)
10	家庭事業所等のパーソナルユース小型水素供給施設設置規制の緩和	小型水素製造装置を対象とする国際標準規格 ISO 22734-2(住宅用の水電解水素製造装置)は、適切な換気を求めているものの防爆性能を求めている。このため、国内においても国際標準規格への緩和を求める。	一般高圧ガス保安規則	経済産業省	④-(9)持続可能なエネルギー供給体制の構築(天然ガス・水素)
11	車両へのエネルギー供給者(電気・ガス・水素など)の省エネ法・温対法におけるエネルギー使用量の別掲化⇒削減対象から除外	供給量は把握し、ガソリンや軽油との差分はCO2削減量としてEV等導入者が計上する	エネルギーの使用の合理化に関する法律	経済産業省	④-(8)持続可能なエネルギー供給体制の構築(電気) ④-(9)持続可能なエネルギー供給体制の構築(天然ガス・水素)
12	EV用の電力については、電力会社が直接小売することを可とする	【理由】EVを推進している電力会社は、現状最も多く急速充電器を保有している。セーフティネットの構築の考えからも、電力会社の急速充電器パブリックなものとし認証・課金・決済の仕組み創りを先導すべきである。	電気事業法	経済産業省	④-(8)持続可能なエネルギー供給体制の構築(電気)
13	EVの充電器について、「一構内・複数需要場所」という考え方を導入し、一般電気事業者の選択約款の拡充により、「一の需要場所」でも「複数の需給契約」が対応可能とする	電気事業法施行規則において、「一の需要場所」は「一の需給契約」とされており、同一敷地内で複数の契約を締結することができないため、低圧の別契約とし敷地を別けるなどしている。また、集合住宅においても設置が進みづらい原因となっている。	①電気事業法 ②電気事業法施行規則	経済産業省	④-(8)持続可能なエネルギー供給体制の構築(電気)

(d) 取組に必要なその他の支援措置					
番号	求める措置の具体的内容※1 (250字以内)	事業の実施内容・提案理由※2(700字以内)	この措置が必要となる取組・事業※3	その他(特記事項)※4	
1	地域のエネルギーセキュリティのコントロール(計画、交渉、実施)	地域の保安施設や医療機関等の重要施設に対し、停電時に市民(家庭)、企業の常用電源(蓄電池・発電機・燃料電池)からの電源供給を行ない、地域におけるライフライン維持を行なうための、アドバイザー、コーディネーター、ネゴシエーターの派遣設置者に対する必要な規模や手続きの案内、公安当局、警察本部、鉄道事業者、医療機関等との交渉、技術的な課題の解決など、チームとしての派遣を求めらるものである。	④-①)家庭用蓄電池普及事業 ④-②)停電対応型家庭用ガスエンジン式(コージェネ)発電機等普及事業 ④-③)停電対応型家庭用(コージェネ)燃料電池普及事業 ④-④)業務用蓄電池普及事業 ④-⑤)停電対応型業務用ガスエンジン式(コージェネ)発電機等普及事業 ④-⑥)停電対応型業務用(コージェネ)燃料電池普及事業		
2	地域において企業や個人が行なう各種の発電について、余剰分買取制度の確立と、設備投資への融資について金融機関に対しての政府保証	地域における発電(分散型電源)の確立には、発電した電気を買い取る仕組みをこれまでの太陽光から燃料電池やガスエンジンコージェネ、マイクロ水力発電など様々な発電に拡大し、また負荷の平準化や系統の負荷低減に資する蓄電した電気についても買取対象とする必要がある。 また、これらの発電事業を行なおうとする企業が設備投資をする際に、余剰分買取制度では(余剰が不安定で投資に対する回収リスクがあるために)金融機関の融資が難しい側面があることから、ESCO事業のような投資回収の計画と審査を踏まえた政府保証制度を設け、金融機関から十分な投資を得られる仕組みを構築することを求めるものである。 なお、以下②)に述べるような公益的な視点による差別化に基づき、公益的な発電や蓄電設備の設置に対しては、より積極的な政府保証を設けることを求めるものである。	④-①)家庭用蓄電池普及事業 ④-②)停電対応型家庭用ガスエンジン式(コージェネ)発電機等普及事業 ④-③)停電対応型家庭用(コージェネ)燃料電池普及事業 ④-④)業務用蓄電池普及事業 ④-⑤)停電対応型業務用ガスエンジン式(コージェネ)発電機等普及事業 ④-⑥)停電対応型業務用(コージェネ)燃料電池普及事業		
3					
(e) 税制のグリーン化					
番号	求める措置の具体的内容※1 (250字以内)	事業の実施内容・提案理由※2(700字以内)	税目	この措置が必要となる取組・事業※3	その他(特記事項)※4
1	EV充電器の固定資産税減免	【内容】EVを充電するための設備を設置する事業者に対する、固定資産税(償却資産)減免制度を23年度以降再度創設する。 なお、対象は100万円以上の設備とする。 【理由】EV充電設備に対する固定資産税(償却資産)の特例が平成22年度で廃止となるが、現時点においては未だ十分な充電セーフティネットが構築されていないとは言えないため。		④-⑧)持続可能なエネルギー供給体制の構築(電気)	
2	水素・天然ガス充填設備の固定資産税減免	【内容】水素・可燃性天然ガスを充填するための設備に対する固定資産税(償却資産)の特例を平成24年度以降も延期する。 【理由】水素・可燃性天然ガスを充填するための設備に対する固定資産税(償却資産)の特例が平成24年度で廃止になる予定となっているが、圧縮天然ガス充填設備(エコステーション)はむしろ減少する傾向にあり、今後のエネルギー政策としての天然ガス依存度の増大を鑑み積極的な増設が必要である。また、水素充填施設はようやく規制の見直し等により具体化の端緒に付いたところであり、今後ようやく設置の増加を期待できる状態になったものである。		④-⑨)持続可能なエネルギー供給体制の構築(天然ガス・水素)	

3	停電時に保安設備・施設等への電源供給を行なう家庭用蓄電池・発電機・燃料電池の固定資産税減免	【内容】常用電源として用い、停電時に保安設備・施設等への電源供給を行なうための設備を設置する者に対する、固定資産税(償却資産)減免制度を23年度以降再度創設する。 【理由】新しい公共の考えに基づく、地域における必要最低限のエネルギー確保による「自助」の仕組みを確立するため。	④-(1)家庭用蓄電池普及事業 ④-(2)停電対応型家庭用ガスエンジン式(コージェネ)発電機等普及事業 ④-(3)停電対応型家庭用(コージェネ)燃料電池普及事業
4	停電時に保安設備・医療施設等への電源供給を行なう業務用蓄電池・発電機・燃料電池の固定資産税減免	【内容】常用電源として用い、停電時に保安設備・施設等への電源供給を行なうための設備を設置する者に対する、固定資産税(償却資産)減免制度を23年度以降再度創設する。 【理由】新しい公共の考えに基づく、地域における必要最低限のエネルギー確保による「自助」の仕組みを確立するため。	④-(4)業務用蓄電池普及事業 ④-(5)停電対応型業務用ガスエンジン式(コージェネ)発電機等普及事業 ④-(6)停電対応型業務用(コージェネ)燃料電池普及事業

② ①の従来型の支援措置と異なる形での支援措置(効果的かつ効率的な取組・事業を推進するために必要な支援措置)

番号	求める措置の具体的内容※1 (250字以内)	事業の実施内容・提案理由※2 (700字以内)	この措置が必要となる取組・事業※3	その他(特記事項)※4
1	家庭用蓄電池・発電機・燃料電池の設置における、公共への貢献度による差別化	【新しい公共】特に停電時に最寄の信号機や防犯灯等の保安設備や、個人が用いる医療機器に対する電源供給が可能な家庭用蓄電池、発電機、燃料電池を設置する者には補助率を高いものとし、地域における停電時の安全確保に地域住民自らが関与する制度とする。	④-(1)家庭用蓄電池普及事業 ④-(2)停電対応型家庭用ガスエンジン式(コージェネ)発電機等普及事業 ④-(3)停電対応型家庭用(コージェネ)燃料電池普及事業	
2	業務用蓄電池・発電機・燃料電池の設置における、公共への貢献度による差別化	【新しい公共】特に停電時に最寄の病院・医院・クリニックといった医療機関や交番、信号機、踏み切りといった重要施設への電源供給が可能な業務用蓄電池、発電機、燃料電池を設置する者には、無利子・長期融資を行い地域における停電時の安全性確保に地域の事業者自らが関与する制度とする。	④-(4)業務用蓄電池普及事業 ④-(5)停電対応型業務用ガスエンジン式(コージェネ)発電機等普及事業 ④-(6)停電対応型業務用(コージェネ)燃料電池普及事業	
3				

※1 「求める措置の具体的内容」は、250字以内で簡潔に記入してください。また、支援等対象者(実施主体)、支援等対象とする事業を明記してください。
 ※2 「事業の実施内容・提案理由」は、700字以内で記載してください。それを超える場合は、別様に記載の上添付し、「その他(特記事項)」欄に「別紙 事業内容書あり」等と記載してください。
 ※3 「この措置が必要となる取組・事業」には別紙様式1の④に掲げた取組・事業のうち、本措置が関連する取組・事業の「番号」及び「取組・事業の名称」を記入してください。
 ※4 当該措置について参考資料を添付する場合、「その他(特記事項)」欄に記入してください。